

東京都ふぐ取扱責任者実技試験実施要領

第1 目的

この要領は、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年3月31日東京都条例第51号）第4条のふぐ取扱責任者試験における実技試験（以下「実技試験」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 内容

実技試験の内容は次のとおりとする。

1 種類鑑別試験

ふぐの種類鑑別

2 除毒処理試験

- (1) ふぐの内臓の識別及び毒性の鑑別
- (2) ふぐの処理技術

第3 実施方法

実技試験は以下の方法により実施する。

1 種類鑑別試験

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和61年東京都規則第123号）第1条の2で規定する食用ふぐの中から実物の5種類のふぐを出題し、都で用意した名札により、3分間で鑑別させる。

2 除毒処理試験

- (1) 都で用意した試験材料（ふぐ1尾）を18分間で次の事項について処理させる。

(一) 毒性鑑別及び内臓識別

ア 毒性鑑別

可食部位と不可食部位とに区別する。可食部位は「食べられるもの」の表示があるバット、不可食部位は「食べられないもの」の表示があるバットに置く。

イ 内臓識別

毒性鑑別で区別したものについて、都で用意した名札により臓器等（卵巣、精巣、両性生殖腺、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球、えら）の識別をする。

解答するときは、名札がどの臓器等を指しているのか、明確にわかるように置く。また、使用しなかった名札は別に置く。

(二) 処理技術

有毒部位を除去し、ちり材料を作り、「食べられるもの」の表示があるバットに並べる。

処理は、別紙「ふぐ処理の作業工程（課題）」上段の工程（課題）により実施する。

- (2) 受験者は公衆衛生上必要な措置（食品衛生法施行規則別表第17及び第18）に従い、清潔な専用の作業着を着用する。
- (3) 受験者がサンダルや下駄等の足全体を覆えない履物を履いて受験することは認めない。
- (4) 受験者が包丁以外の器具を使用することは認めない。また、手には何も着用していない状態

で行わなければならない、軍手等の使用は認めない。

制定 令和5年3月29日付4福保健健第2084号

附則 この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別紙

ふぐ処理の作業工程（課題）

- あらかじめ、ふぐを洗淨してから処理を開始すること。
- 工程15で分離した皮下組織（いわゆる「とおとうみ」）は粘膜が付着していた面を上にして、表皮とそれぞれまな板に張り付けること。
- 工程の順序は審査対象としない。ただし、試験時間内に下表にある各工程（課題）を全て終えていない場合は、課題未了として不合格となる。

工程（課題）	補足（標準的な処理内容等）
1 ひれをとる	背びれ、胸びれ、しりびれを切り落とす。
2 口ばしを外す	口ばしの粘膜を除去する。
3 背皮と腹皮を外す	背皮と腹皮を分離させずに外す方法（一枚剥ぎ）でも差し支えない。
4 粘膜（腹膜）を切り取る	
5 生殖腺を切り取る	生殖腺を包丁で切って断面を確認することは差し支えない。
6 眼球を切り取る	
7 身と内臓を分ける	身・頭部と内臓・えらを分離する。
8 えらを外す	
9 内臓を切り分ける	かまから内臓を分離し、腎臓、心臓、胆のう、脾臓、胃腸、肝臓を切り分ける。かまから腎臓を除去する。
10 頭と身を分け、頭と身を処理する	頭は2分割し、腎臓、粘膜、脳、えらの一部（いわゆる「かくしえら」）を除去する。身は腎臓、粘膜を除去する。
11 うぐいす骨を外す	粘膜、血液を除去する。
12 身・ちり材を洗淨する	血液や粘膜を除去する。
13 身を三枚におろす	2つの半身と中骨にする。身に付着した腎臓を除去する。身皮（筋膜）は引かなくてよい。
14 中骨を処理する	尾びれを切り落とす。中骨を3～4等分にし、血液を除去する。
15 皮の粘膜を除去し皮下組織を分離する。	工程3で外した皮から粘膜を除去し、皮下組織（いわゆる「とおとうみ」）を分離する。